

# はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara  
Corporation Association's  
magazine

2013.11

相模原法人会広報誌

No.186 隔月刊

ハイライト

## 全国大会で 26年度税制改正に関する 提言を发表

知っておきたい  
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)  
のポイント

法人会を支えるひと  
共和第1地区  
株式会社 オリバー  
小川 秀男さん

活動フラッシュ  
各地区の事業報告

相模原税務署からのお知らせ

花子と太郎の見てある記  
有限会社  
エクステリア吉村

読者プレゼント  
環境にやさしい  
無洗米



## 弁天橋の秋

相模湖のダムから放流された水は  
相模川になり、  
その始まりに位置するキャンプ場です。  
国道20号線の千木良交差点から  
脇にそれてすぐの所に入り口があります。  
秋には遠く雪冠の富士山が望める  
絶好のリクリエーションの場です。

Photo 松田廣司／撮影地 緑区千木良

法人会を支える

ひと

株式会社 オリバー

おがわ ひでお  
代表取締役 小川 秀男さん

共和第1地区

青い象がトレードマーク  
不動産業者として  
つねに創造と社会貢献を

不動産成約実績

県下No.1の  
オリバーグループを率いる

相模原市内でほとんどの方が目にしたことがあるに違いない青い象。一体何物?という疑問とともに強く印象に残っているはず。その青い象の生みの親こそ、今回ご紹介する株式会社オリバーの代表取締役・小川秀男さんです。

オリバーは昨年創業30周年を迎えた不動産業の会社で、オリバーグループとして6社で事業展開しています。社名は小(=オ)川(=リバー)から命名。単に不動産業といっても不動産の売買や仲介はもとより、土地有効活用の企画、開発、パーキングやコンテナ運用、建築から保守管理に至るまで一手に引き受けています。相模原を中心とした6市に4事業所と10店舗、社員数約150名の県央・県北地域最大の不動産会社です。

はやぶさ 2013年11月号 No.186

INDEX

法人会を支えるひと

株式会社 オリバー

小川 秀男 さん ..... 2

ハイライト

全国大会で  
26年度税制改正に関する  
提言を公表 ..... 4

知っておきたい  
社会保障・税番号制度  
(マイナンバー制度)のポイント ..... 9

活動フラッシュ  
各地区の事業報告 ..... 12

相模原税務署からのお知らせ ..... 14

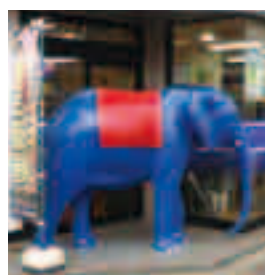
花子と太郎の見てある記  
(有)エクステリア吉村 ..... 16

相模原法人会からのお知らせ ..... 18

読者プレゼント  
環境にやさしい「無洗米」 ..... 19



今でこそ盤石な企業であるオリバーですが、開業当初の3年間、来客はたったの2人。不安定な流通ビジネスに業を煮やした小川さんは『フローのビジネスからストックのビジネスへ』と転換を図り、その一つとしてCIを導入しました。「いかに親しまれ、記憶に残り、お客様にアクションを起こしてもらえるか。何か親しみやすいマスコットがほしい。そこで、人に対しサポートしてくれるイメージの象を、オリバーのCIカラーでもあるブルーで表したトレードマークを考えました」近年になって相模原に勤務している女性からこんなお話を伺ったそうです。小学生の頃、学校で先生に象の色は何色か?と聞かれて、迷わず『青』と答えてしまったとか。また、ある方から、幼い頃からオリバーの名前を知っていて青い象に親しみを抱いて育ってきたとのお手紙をいただき「やった!と思いました」と嬉しそうに話す小川さん。業界に魁けて物件情報をシステムデータ化、情報誌を発行したりと、膨大な情報量とネットワークでめきめきと業績を上げていきました。



トレードマークの青い象



セキュリティシステムの端末

## 社会への責任感と 人が財産。『絆』を大切に

外へ向けて次々と戦略を展開しつつも、小川さんは社内への投資も怠りませんでした。「社員を大切にすること=制度をきちんとしてあげることが社員に対する使命だと思っています。会社設立から4~5年目で社員15人くらいの時、とんでもない経費をかけてコンサルタント会社に入ってもらい社員の諸規定等を作り、マナー教育も取り入れてきました。とはいえ教育というのは浸透させるには反復あるのみ、やり続けなくてはならないことでもあります」と、日々、地道な努力を積み重ねています。

「現在、2万件を超える物件を扱っています。そうすると、その家族も含めておよそ5万人の生活に関わっていることとなります。これは一つの市の人口に匹敵する数ですから、社会的な責任があります。だから健全な不動産運営をしていかななくてはならない」現在オリバーでは、独り住いの方に防犯と安否確認の『見守り駆けつけ』のホームセキュリティーサービスを広めています。これは小川さんの発案で富士通とドコモが共同開発した人感センサーの設置・通報システムです。

小川さんは、業績や品質だけではない、絆で結ばれる『絆業』と称して「人こそ財産。社会やお客様と社員とが心底『絆』で結ばれる企業に」と語ります。「会社の発展は手段であって目的ではない。社会とともに発展し、全社員が物心ともに豊かになれる永遠の企業を目指しています」本人曰く「いたずら小僧がそのまま大人になったようなものです」とはにかみつつも日々、創造・邁進している小川さんです。



# 全国大会で 26年度税制改正に関する 提言を発表

平成25年10月3日、第30回法人会全国大会が青森市リンクステーションホール青森において開催されました。全国大会は、全国の法人会会員企業の税制改正要望を、各都道府県そして公益財団法人全国法人会総連合で取りまとめ、全国の法人会の総意である「法人会の税制改正に関する提言」を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研鑽を通じて、より一層組織の絆を強固なものにすることを目的に、年1回各地で実施しています。

## 《はじめに》

長引くデフレによって長期低迷に陥っていた日本経済に明るさが見えてきた。背景にあるのは昨年12月の総選挙の大勝で誕生した安倍晋三・自公政権によるいわゆる「アベノミクス」に対する期待感であろう。

この経済政策は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資喚起による成長戦略という「3本の矢」を一体的に実行してデフレ脱却を目指すもので、沈滞していた経営者や消費者のマインドを好転させたといえる。とりわけ、1本目の矢として政府・日銀の合意で導入された「2%のインフレ目標」とその達成に向けた金融の「異次元緩和」は、円安・株高の流れを形成し実体経済へも好影響を及ぼしつつある。

問題はこれをどう本格的な自律回復につなげるかである。それには個人消費を支える賃金の上昇や設備投資が不可欠であり、そのカギは3本目の矢である成長戦略が握っているといわれる。そして、この成長戦略の中核を成すのは政権自ら「1丁目1番地」と位置付ける規制改革である。

では、政府が打ち出している規制改革の内容は十分だろうか。

残念ながら医療や農業といった肝心の成長分野で大胆さに欠け、小手先の改革といった印象が拭えない。法人課税についても、さまざまな投資減税に乗り出そうとはしているが、本格的な法人税の実効税率引き下げについては具体的議論に至っていない。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す社会保障と税の一体改革は緒に就いたばかりだ。これを成し遂げるには思い切った社会保障給付の重点化・効率化や財政健全化目標に向けた具体的で明確な手法と工程を示す必要がある。

日本経済を取り巻く環境は米国が回復基調を鮮明にしているものの、中国をはじめとした新興国は減速傾向を強めており楽観できない。国内では震災復興の遅れや原発事故による電力コスト上昇という問題も残る。何より、地域経済と雇用の担い手である中小企業には「アベノミクス」効果が届いておらず、さらなる対策が必要なのは指摘するまでもない。

安倍政権は先の参院選で“ねじれ”を解消し安定性を得た。強い日本経済構築に向け、困難な諸改革にも臆せず取り組むよう強く求めておきたい。

## 《基本的な課題》

### I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

民主、自民、公明の3党合意によって決定された社会保障と税の一体改革は、実行の担い手が昨年暮れの総選挙を受けて民主党政権から自公連立の安倍政権に交代した。しかし、どの政党が政権を担っても一体改革の重要性に変わりはない。なぜなら、一体改革が目指す持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立は、我が国の将来を左右する表裏一体の構造問題だからである。

我が国は少子高齢化が先進国で最速のスピードで進む一方、財政が突出して悪化している。社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大が続いてきたのが主因で、これを抜本的に是正しなければ社会保障制度も財政も持続可能とならない。それは国民の間に将来不安を醸成し、消費や金利、企業行動に悪影響をもたらすなど、日本経済自体にも深く関係するのである。

今回の一体改革はこうした問題解決に向け一歩を踏み出したわけだが、まだ「給付」と「負担」のギャップは途方もなく大きい。まずは可能な限り「給付」を重点化・効率化で抑制すると同時に、「負担」では経済の好転をみながら消費税の2014年4月に8%、15年10月に10%という引き上げスケジュールを着実に実行することが必要となろう。そして、中長期的には望ましい「給付」と「負担」のあり方について、もっと根本から議論を行っていく必要がある。

### 1 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障は「中福祉」「低負担」とされる。しかも、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。それは年金以上に医療、介護分野で顕著だ。その財源を公費負担に頼ることになれば、消費税などをいくら増税しても追いつかない。つまり、指摘したように、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。

一体改革では3党合意により、有識者を交えた「社会保障制度改革国民会議」にその土台づくりを委ねた。しかし、国民会議の報告書は高齢者の一部医療費窓口負担引き上げなど一定の改革案は示したものの、年金、医療、介護、少子化対策いずれの分野についても不十分といわざるを得ない。

社会保障政策に影響されやすいといわれる国政選挙は向こう3年間予定されていない。「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直し、抵抗の強い分野にも改革のメスを入れる絶好の機会であることを強調しておきたい。

- (1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診

療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。

- (3)介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 2 消費税率引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要と考える。それは国民生活のみならず企業、とくに中小企業の活動を大きく左右するからである。政府は消費税転嫁対策特別措置法などで一定の対応をしようとしているが、その実効性は判然としない。混乱が生じた場合は、速やかに新たな対策を講じられるよう用意周到な準備を求めたい。

- (1)消費税率の引き上げに当たっては、価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。  
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3)低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

### 3 財政健全化に向けて

安倍政権は3本の矢で構成されるアベノミクスによるデフレ脱却と財政健全化の両立を掲げている。仮にデフレから脱却できたとしても、財政が持続可能でなければ国債への信認が失われ長期金利の急上昇などにより、アベノミクス自体さえ崩壊する危険性がある。そういう意味で、本来なら財政健全化は4本目の矢として位置付けられてもいいほど重要である。

先進国で突出して悪化している財政を健全化するには、少なくとも2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、20年度黒字化という健全化目標を達成し、長期債務残高対GDP比を安定的に引き下げねばならない。これは国際公約でもある。目標を達成するには、向こう3年間の新規国債

発行枠と基礎的財政収支対象経費の歳出上限を定めた民主党政権時代の「中期財政フレーム」に代わるもっと強固な財政規律が求められている。

こうした観点から、安倍政権が打ち出した「中期財政計画」と来年度予算の概算要求基準（シーリング）をみると、極めて不十分といわざるを得ない。15年度までの国債発行こそ今年度以下としているが、それを実現するための具体的歳出削減策、さらに歳出上限の設定さえない。20年度の黒字化に向けても、「15年度予算を踏まえて具体的道筋を描く」と先送りした格好になっている。

内閣府の試算によると、15年10月の消費税率10%への引き上げと平均名目成長率3%を前提とした楽観的なシナリオでも、20年度はGDP比2%、12.4兆円の赤字が残り、債務残高対GDP比も190%前後で高止まりする。毎年1兆円の自然増が見込まれる社会保障費を中心に聖域なき歳出削減を徹底しないと、増税に際限がなくなると考える。

- (1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然増取のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠といえる。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

#### 4 行政改革の徹底

行政改革への取り組みは従前に増して重要になっている。消費税率引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税率引き上げの前提ともなっている。ならば、「まず隼より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

にもかかわらず、改革の取り組みは遅々としている。安倍政権には改革反対勢力とのしがらみがないはずで、いまが改革断行の絶好のチャンスである。それは安倍政権の試金石ともいえ、もはや先送りは許されない。直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- (1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

#### 5 今後の税制改革のあり方

社会保障と税の一体改革では消費税率の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税率引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論が欠いた印象が強い。

今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化-などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

#### 6 共通番号制度について

社会保障・税の共通番号制度であるマイナンバー法が成立したが、その運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。また、社会保障と税、災害対応となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、多角的で広範な議論が求められる。

なお、運用に当たっては個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘したい。

### II 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の構築を目的とする安倍政権の経済政策「アベノミクス」に対する産業界の期待は大きい。ただ、目的を達成するには「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢が一体的に実行されなければならない。

1本目の矢である日銀による金融の異次元緩和は株高・円安の流れを呼び込み、10兆円の財政出動を伴った昨年度補正予算を含む2本目の矢も一時的にGDPを押し上げつつある。しかし、これはあくまで呼び水の効果に近く、賃金上昇と設備投資に支えられた力強い自律回復軌道に乗せるには、3本目の矢である成長戦略が極めて重要になる。

成長戦略が実効性を発揮しなければ、多くの識者が指摘するように国民や企業が豊かさを実感できないどころか、物価上昇と財政信認の揺らぎによる成長を伴わない悪い金利上昇を招き、逆に成長の足も引っ張りかねない。産業界や日銀の首脳が再三にわたって成長戦略の重要性を指摘しているのは、このためである。

政府が今年6月にまとめた成長戦略は、1人当たり国民総所得を10年後に150万円増やすことや3年間で民間投資を年間

70兆円にするなどの高い数値目標を掲げた。しかし、目標達成につなげる政策とデータの裏付けは明確でない。

とくに、成長戦略の「1丁目1番地」と政権自らが位置付ける規制改革は極めて不十分といわれる。それは成長分野とされる医療や農業で顕著である。

医療分野では一般用医薬品のインターネット販売を原則解禁する措置などにとどまり、医療の産業化に不可欠とされる混合診療の解禁には踏み込んでいない。

農業分野でも耕作放棄の農地集約・貸出制度創設などが目立つ程度で、企業による農地所有の自由化は先送りしている。これでは成長戦略として重要な環太平洋経済連携協定(TPP)交渉に際し、農業分野がどこまで競争力の点で対応できるか疑問といわざるを得ない。

一方、税制では投資減税を来年度税制改正より前倒して実施する方針という。しかし、対象は大企業中心とみられ中小企業への効果は薄い。また、賃金引き上げや設備投資を促す効果があるといわれる肝心の法人実効税率引き下げも、まだ具体的な方針が示されていない。

成長戦略はこれまでの政権でも何度も策定されたが、効果は曖昧なまま終わっている。今回はアベノミクスの中で最も重要な役割を果たすだけに、失敗は許されない。そのためには、「PDC A(計画、実行、評価、改善)サイクル」の手法を取り入れ、経済財政諮問会議などの場で政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが不可欠である。

## 1 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により35.64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されている。しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引き下げる案を打ち出した。このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

### (1) 法人実効税率20%台の実現

わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率さらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ  
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

## 2 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

### (1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

#### ① 中小企業投資促進税制の拡充

- ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

#### ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

### (2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限(平成25年度末)を延長するよう求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

### (3) 役員給与の損金算入の拡充

#### ① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

#### ② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

## 3 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求めたい。

- (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
  - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す。
  - ③対象会社を拡大する。
- (2)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

### Ⅲ 国と地方のあり方

地方分権は我が国の行財政システム面での硬直性は正や地域経済活性化の観点から必然的流れになっているが、依然として具体的議論は深化していない。分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。

地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なのである。

国の財政は破たん寸前だが、地方財政は黒字である。そうした中でも国は借金によって地方交付税を加算しているし、消費税の引き上げ率も地方が国を上回る状況にある。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

中期財政計画では地方財政について「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替え」を盛り込み、歳入・歳入両面からの改革に取り組むとしている。それには、地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になろう。

- (1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2)行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。
- (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当などを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。

それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

- (4)地方議会は大胆にスリムするとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさなければならない。また、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。
- (5)身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

## Ⅳ 震災復興

被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

## Ⅴ その他

### 1 環境問題に対する税制上の対応

環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

### 2 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

### 3 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。



# 知っておきたい 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) のポイント

平成25年5月に番号法案が成立しました。本法案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」が正式な題名で、一般的にこれを「番号法案」、個人に付された番号を「個人番号」(本書においても「個人番号」を使用します。)と呼んでいます。また、法人にも番号が付番されますが、その番号を「法人番号」と呼んでいます。

今般成立した番号制度について、特に個人番号に係る税制との関係を確認していきます。

## 1 社会保障・税番号制度の概要

### 1. 制度導入の目的

我が国の社会保障制度は、1960年代に基本的な制度が構築され、数次の制度改革を経て今日に至っています。

特に近年では、少子高齢化が社会問題となり、労働人口の減少が、国内経済に与えるマイナスの影響を懸念する声が大きくなっています。さらに、少子高齢化に加え、格差の拡大やその固定化の問題は、若年層の不安感を増幅させ、年金制度に対する不信感を増しています。

高度経済成長期に基礎的な制度が構築された現行の社会保障制度は、既に時代に適合した制度とはいえない状況となっています。

このような状況から脱却し、国民が安心して暮らせる社会とするためには、社会保障に係る給付が必要な人に適切に行われることと、その制度が維持され

ることが大切です。

そのためには、国民それぞれの所得状況に

合った適切な給付がなされていることと、その財源となる税が適切かつ公平に徴収され、さらに国民が納得できる社会保障制度であり、税制であることが必須となります。

社会保障・税番号制度は、このような社会保障制度や税制を構築することを目的として、導入に向けての準備が進められています。

社会保障・税番号制度の導入により、現在よりもさらに精度の高い所得情報の把握、行政の効率的運営、社会保障の適切な給付等に寄与するものと考えられています。

なお、番号法には、第1条の目的に①個人番号及び法人番号を活用した効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受、②手続きの簡素化による国民の負担軽減、③現行個人情報保護法制の特例を定め、個人番号その他の特定個人情報(個人番号を含む個

人情報。以下同じ。)の適正な取扱いの確保、を挙げています。

### 2. 制度の概要

#### ①個人番号

##### イ.付番の方法

個人に付される番号(以下「個人番号」といいます。)は、住民票コードをベースに新たに付された番号を使用することとなりますが、基礎自治体である市町村長が通知カードによりその個人に通知を行います。個人番号の通知を受けた者は、申請により、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受けます。また、市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求します。

なお、個人に付された番号は、原則として、住民票を有する全員に付番され(悉皆性)、1人1番号で重複のないように付番されます(唯一無二性)が、個人情報の漏えい等の一定の要件に該当した場合のみ、個人番号の変更を可能としています。

## ロ.利用範囲

個人番号は、大きく5分野での利用を予定し、さらに各分野における詳細な事務手続で利用することを予定しています。

ただし、番号制度導入時からすべての分野について、一斉に適用するのではなく、税の分野から適用を始め、実情をみながら、利用範囲について検討することが、社会保障・税番号制度を安定的に運営するためにも重要であると考え

られています。

平成28年1月から社会保障分野では年金に関する相談・照会、税分野では申告書・法定調書への記載、防災対策分野では要援護者リストへの個人番号記載(これには、事前に条例での手当て等が必要です。)の3分野での導入を検討しています。

税務面では、平成28年分の所得税から適用される予定です。

## ハ.本人確認

自分自身の個人番号の真正性を証明することは、社会保障・税番号制度を成立させるための必須条件ですが、個人が自分自身であることを証明する本人確認の仕組みが必要となります。

具体的には、個人番号が記載されたカードを次のようなものとする事で本人確認を行うこととなります。

◎個人番号が記載されたカードは、現行

### ●利用範囲5分野

#### 年金 分野

**年金の資格取得・確認、  
給付を受ける際に利用**

- ◎国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- ◎国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- ◎確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- ◎独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

#### 労働 分野

**雇用保険等の資格取得・確認、  
給付を受ける際に利用。  
ハローワーク等の事務等に利用**

- ◎雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- ◎労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

#### 福祉・ 医療・ その他 分野

**医療保険等の保険料徴収等の  
医療保険者における手続、  
福祉分野の給付、生活保護の実施等  
低所得者対策の事務等に利用**

- ◎児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- ◎母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- ◎障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- ◎特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- ◎生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- ◎介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ◎健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- ◎独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- ◎公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

#### 税 分野

**国民が税務当局に提出する  
確定申告書、届出書、調書等に記載。  
当局の内部事務等に利用**

#### 災害対策 分野

**被災者生活再建支援金の支給に  
関する事務等に利用**

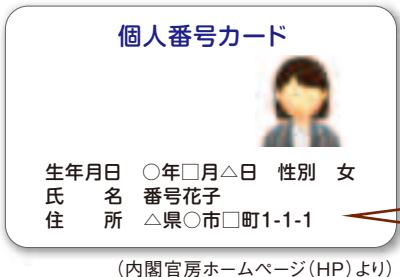
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他  
これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務等に利用

の住民基本台帳カードを改良したものと  
のとする

◎カードの券面に個人番号、基本4情報<sup>(※)</sup>及び顔写真を記載する

※基本4情報…氏名・住所・性別・生年月日をいいます。

また、カードに関する公的個人認証の署名検証者制限を民間事業者に開放することとしています。



個人番号カードの券面及びチップに記載される情報は本人の「個人番号」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」など。

②法人番号

イ. 付番の方法

番号法では、国税庁長官が法人番号を指定し、通知することとなっています。その際、法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表しますが、人格のない社団等の所在地の公表は、あらかじめ

同意のあるものに限られます。

また、国税庁長官は、法人番号の指定を行うために、法務大臣に商業登記法による会社法人等番号その他の登記簿に記載された事項の提供を求めることができます。



ロ. 利用範囲

法人番号について、利用範囲の制限は特に設けられておらず、民間でも自由に利用できることとなっています。

2 税制と社会保障・税番号制度

課税の公平の向上

所得情報の把握

社会保障・税番号制度の導入により、所得情報の把握の正確性を向上させることができると期待されています。

そして、所得情報の把握の正確性の向上によって、国民一人ひとりの所得や自己負担等の状況に応じたよりきめの細かい制度設計が可能となり、より適切な所得の再分配を行うことができるようになることが期待されています。

すなわち、法令又は条例に基づき、税務当局が行う国税や地方税の賦課・徴収に関する事務(申告書の処理、調査等)に社会保障・税番号(個人番号と法人番号を含みます。)を活用することで、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、効率的に名寄せや突合することが可能となり、より正確な所得情報の把握が可能となると考えられています。

また、最近のインターネット上で取引さ

れるFX等の金融商品に係る所得情報を把握することは難しく、多くの課税漏れがありました。このような問題に対しても、社会保障・税番号を活用することで、所得情報の把握の向上につながると考えられます。

所得情報を正確に把握することは、課税の公平を図る上でも、不可欠な要素であり、社会保障・税番号制度は、この点において果たすべき役割は大きいといえます。

3 社会保障・税番号制度の課題

個人情報保護の問題

社会保障・税番号制度の導入による国民・企業・国や地方公共団体の利便

性の向上への期待がある一方、個人情報の漏えいや不正使用に対する不安は、常に取り沙汰されます。社会保障・税番号制度導入に際しては、法律の中で、以下で示すように利用の際の制限や手続の厳格化を図ることにより、特定個人情報の保護を図ることとしています。

**番号制度における個人情報の管理の方法について**

番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

【参照】『知っておきたい社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のポイント』企画・制作/清文社 執筆/税理士 永橋利志

9/10(火) 研修会

中央北支部



講師/にいの整形外科 院長 新野正憲氏  
会場/西門プラザ3F

9/19(木) 研修会

源泉部会



内容/消費税の改正について  
講師/相模原税務署 源泉担当官 会場/相模原法人会館

# 活動フラッシュ

相模原法人会各地区の事業報告

2013年8月▶9月▶10月

10/1(火) 研修会

女性部会・青年部会



テーマ/四国の自然と文化  
講師/相模原税務署署長 稲嶋芳明氏 会場/相模原法人会館

10/22(火) 研修会

研修委員会



講師/神奈川県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 情報セキュリティアドバイザー 刃野智喜氏 会場/相模原法人会館

10/22(火) 研修会

大野北支部



講師/医学博士 沓掛伸二氏 第2部「改正相続税について」  
講師/相模原税務署担当官 会場/プロミティふちのべ 2階会議室

10/24(木) 研修会

大野南支部



内容/商売&サラリーマン漫談  
講師/漫談家 道路光路藤沢氏 会場/ホテルラポール千寿閣

9/27(金) 研修会

研修委員会



～どうなる日本!これからの中小企業の生き方～

講師/経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏  
会場/相模原法人会館

9/28(土) 研修会

大沢支部



縦貫道の経済効果、高齢者詐欺について

内容/①さがみ縦貫道完成に伴う経済効果 講師/(株)アクティ  
オ 代表取締役 遠藤薫氏 ②高齢者を狙った「詐欺」について  
講師/相模原北警察署 生活安全課 会場/相模原法人会館

9/4(水) 加入促進事業

共益事業推進委員会



会員増強決起大会(キック・オフ)

内容/会員増強の現況と方法・決意表明 会場/相模原法人会館

9/13(金) 交流事業

青年部会



知っ得 ビジネス交流会

内容/ビジネス交流会 会場/相模原法人会館

10/6(日) 交流事業

上溝支部



上溝支部役員研修旅行

内容/伊豆半島日帰り旅行 起雲閣～海女の小屋『与望亭』～  
城ヶ崎海岸～伊豆ワイナリーシャトー-T.S～ジャンボひものセンター

10/9(水) 交流事業

共益事業推進委員会



24・25年度加入会員との会員PR交流会

内容/相模原法人会の紹介及び参加会員企業のPRを中心とし  
た交流会 会場/相模原法人会館

9/25(水) 社会貢献事業

中央北支部



地域美化運動

内容/中央北支部地域のゴミ拾い

8/28(水) 研修会

大野中第1地区

～今、日本人の体が危ない～

内容/健康セミナー(カイロプラクティック)  
講師/中島旻保氏 会場/大野中第一自治会館

10/6(日) 社会貢献事業

林間地区

東林ふるさとまつり

内容/税に関する資料を配布 会場/東林小学校

10/20(日) 社会貢献事業

大野南支部

税に関する紙芝居

小学生のお子さんを対象に紙芝居を通して税金についてご紹介しました。  
講師/さるびあ亭か〜こ。氏 会場/相模大野中央公園 かぼちゃまつり会場



# 納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等の  
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーライターが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

## オンライン請求のメリット



- ①手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ②窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

● 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



# 平成25年分 年末調整等説明会の開催について

- 内容： 年末調整の仕方について  
法定調書・給与支払報告書の作成と提出について
- 対象： 年末調整を必要とする個人事業主・企業・団体の事務担当者

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(※)
11月12日(火)	用紙配布 13時30分～14時00分 説明会 14時00分～16時00分	相模原南市民ホール	南区
11月14日(木)	用紙配布 10時00分～10時30分 説明会 10時30分～12時30分	杜のホールはしもと 7階	中央区
	用紙配布 13時30分～14時00分 説明会 14時00分～16時00分		緑区のうち 橋本地区、大沢地区
11月15日(金)	用紙配布 13時00分～13時30分 説明会 13時30分～15時30分	津久井中央公民館	緑区のうち 城山地区、津久井地区、 相模湖地区、藤野地区

※ 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

※ 年末調整等説明会のご案内時には「給与支払報告書・総括表」を同封致しませんので、各給与支払者におかれましては、必要部数を年末調整等説明会会場または市役所にて請求していただきますようお願いいたします。

## ○ 問い合わせ先

### 1 説明会、源泉所得税関係について

相模原税務署 源泉所得税担当 042-756-8211 (内線)321、322、323

### 2 用紙請求(税務署関係)、法定調書関係について

相模原税務署 管理運営部門 042-756-8211 (内線)214、222

※ 自動音声案内にしたがって、説明会、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。

### 3 用紙請求(市役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収について

相模原市役所 市民税課 042-769-8221 (直通)

**(注) 税務署から送られた関係書類をご持参のうえ、該当する会場へお越しください。  
また、会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。**



**e-Tax**で法定調書をらくらく提出。  
(e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))



● 大沢支部 (有)エクステリア吉村

お客様のオーダーにフレキシブルに対応。  
父と息子、二人三脚で切り盛りする  
エクステリア施工会社。



社長の片腕として会社を引っ張る2代目の吉村昭さん。この日も出張中の社長に代わって業務を取り仕切っていました。

太 今回は緑区にある有限会社エクステリア吉村さんにお邪魔しています。

花 エクステリアというと、玄関やお

庭周りのイメージがあるけど、ここはなんだか製作工場のような感じですね。

吉 そうですね。いわゆるエクステリアという住居等の外構工事をして



金属をプレスして曲げる機械。





● 有限会社エクステリア吉村  
 相模原市緑区大島586-6  
 代表取締役 吉村宜和(ヨシムラノリカズ)  
 Tel.042-761-9554  
 営業時間 月～金 8:00～17:00  
 業務内容 ブロック、カーポート、ウッドデッキ、ガーデニング、  
 リフォーム外構工事、ステンレス・アルミ加工工事

いますが、金属加工の段階からの仕事もあるんです。

① 花 どんなものを作るんですか？

② 吉 銀行のエントランスにあるアルミやステンレスのパネルや階段の手すり等です。フェンス等の規格外のサイズで取り付けられず、メーカーに断られるような部材も自社で製作します。「ここにこういうのがあれば取り付けられるな」という時、通常は外注して特注で作ってもらいますが、うちの場合は自社で作って翌日には取り付けられたりします。

③ 大 そうすると納期も短くて、コストも抑えられますね。

④ 吉 開業当初は外構工事専門で、特注のものは外注して対応していました。外注先が解散したのを機に、そのスタッフを自社に引き入れ、金属加工業も請け負うようになりました。

⑤ 花 社員は何人ですか？

⑥ 吉 社長である父も含め4人と常駐の外注スタッフが1人です。大きい仕事などは、ここから独立した元社員に手伝いに来てもらうこともあります。

⑦ 大 創業はいつですか？

⑧ 吉 不二サッシ系列の会社に勤務していた父が、平成2年、43歳の時に独立して起業しました。

⑨ 花 奥には大きな機械がたくさんありますね。

⑩ 吉 これは金属をプレスして曲げる機械です。こちらは金属の裁断機。これは穴あけの機械です。

⑪ 大 どのような仕事の流れですか？

⑫ 吉 個人邸の場合はデザインから図面を描くこともあります。大抵はいただいた図面を見てから実際に現場でサイズを測り、製作図を描き直して施工します。デザイン優先で描かれた図面には矛盾があったり無理があったりするものもあるので。

⑬ 花 昭さんはいつ頃からこちらで働きはじめたのですか？

⑭ 吉 今から7年前です。それまでは取引先の建築会社で修行も兼ねて働いていました。建築現場の監督もしてきたので、建築のノウハウも取り入れ、より幅広い仕事に対応できるようになりました。よく「何屋な

のか？」と訊かれるくらいです。

⑮ 大 お仕事をしていて自社で大変なことはありますか？

⑯ 吉 仕事自体は好きな内容で楽しいんですが、会社のやり繰りなど、社員にコンスタントに仕事を回すのは苦勞もありますね。それと、次世代の育成も今後の課題です。大手の工事現場では技術があっても年齢制限があって入れない技術者もいます。そういう社員にはいつまでも現役で働いてもらいつつ、いずれ世代交代していかなくてはならない。

⑰ 花 逆に嬉しいことはなんですか？

⑱ 吉 やはりお客様に喜んでいただけることが一番の喜びです。また次も依頼していただけるよう、仕上がりはもちろん、対応にも気を配っています。それと、図面にあることだけではなく現場を見て臨機応変に対応していくことや、自らデザインするのも楽しい仕事です。

⑲ 大 今日はありがとうございました。エクステリア吉村さん、少数精鋭のエクステリア工事会社さんでした。



若いスタッフもがんばっています。

\* 相模原法人会からのお知らせ \*

# 申告時には 「法人事業概況説明書」に 「法人会会員」の記載を!

e-Taxの普及により、申告書の電子送信が可能となりました。e-Taxご利用の場合は、従来までの会員証に替わるものとして申告関連書類中の「法人事業概況説明書」裏面の「加入組合等の状況」欄に当会の会員である旨を記入し提出をお願いします。

誠実な記帳と適正な申告を旨とする法人会の会員である証として、申告の際にはぜひ当欄をご利用くださいますようお願い申し上げます。

法人事業概況説明書

(表面)



16 加入 組合 等 の 状 況	公益社団法人 相模原法人会			
	(役職名)			
	(役職名)			
	営業時間	開店 時	閉店 時	
定休日	毎週 (毎月)	曜日 ( 日)		

(裏面)



## 新会員紹介

平成25年8月・9月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
猪狩建設 株式会社	建設業	猪狩 聡	相模原市中央区南橋本1-6-4	小山清新
西武信用金庫矢部支店	金融業	長澤 貴淑	相模原市中央区矢部2-29-5	相模原矢部
有限会社 久保寺製作所	包装梱包業	久保寺 正幸	相模原市中央区富士見2-5-3	中央南第1
ミナト防災通信工業 株式会社	電気通信工事業	若林 純也	茨城県ひたちなか市柳が丘33-3	中央南第2
株式会社 リトルバード	映画製作・配給業	小池 和洋	相模原市緑区西橋本3-4-2 ベルヴィラージュB102	中央南第2
有限会社 タキザワサービス	保険代理業	鈴木 峰陽	相模原市中央区陽光台2-2-8	中央南第3
城南信用金庫淵野辺支店	金融業	塩崎 秀二	相模原市中央区鹿沼台1-13-16	共和第1
有限会社 光伸機設	冷凍設備搬入設置	川崎 健太郎	相模原市南区大野台3-45-75	大野中第1
有限会社 ティーケープロジェクト	飲食業	鈴木 孝	相模原市南区相模大野3-3-1-206	大野
有限会社 ライズエステート	不動産業	岩井 大輔	相模原市南区相模大野8-15-8 大倉建設(株)内	大野
株式会社 さつま	内装業	田中 厚吉	相模原市中央区淵野辺本町4-26-2	谷口中和田
株式会社 アヤノ塗装	塗装業	渋谷 渉	相模原市緑区東橋本4-6-7	橋本
三光機械 株式会社	自動車充填包装機械の設計、製造、販売	今村 光雄	相模原市中央区下九沢1081	大沢
大島機工 株式会社	機械加工業	山口 伸次	相模原市中央区田名2242-3	田名第1
大崎電設 株式会社	電気工事業	大崎 泰之	相模原市中央区田名7369-5	田名第2
田村充代税理士事務所	税理士業	田村 充代	相模原市中央区矢部新町1-2-405	賛助会員

### 会議室ご利用のご案内

## 法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。  
※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会… 無料
  - ◎会員会社でのご利用…………… 会員料金
  - ◎会員以外の方のご利用…………… 一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

### 本誌同封広告のご案内

## 「広報誌はやぶさ」配布時に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

#### 《発行内容》

部 数：4,000部  
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

#### 《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ  
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)  
内 容：会員に配布するに相応しい内容であること  
発行部数印刷、寸法に合うこと  
料 金：30,000円(1回)  
お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡  
ください。

## 読者 プレゼント

応募締切り  
11月30日(土)

## 環境にやさしい 「無洗米」を 20名様にプレゼント!!

今すぐ  
ハガキか  
FAXで!

とぎ汁なしの無洗米で  
地球環境保全運動を!  
みんなの地球をいつまでも…

環境負荷の低減に努める事業者から、製品やサービスを購入することはグリーン購入にあたります。グリーン購入は、誰でも今すぐできる地球環境保全運動の第一歩です。

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたは郵送でお申込みください。

- ① 希望商品名：「無洗米」
- ② ご住所
- ③ お名前
- ④ 電話番号
- ⑤ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただきます場合がございます。



提供元：北相米穀株式会社  
ISO14001およびISO9001認証取得

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、  
タオル等のご寄付、広告の同封、  
本誌に関するお問合せやご感想は  
こちらまでお寄せください。

## 公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273  
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>  
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

法人税確定申告の会員の方は、こちらの  
会員証を切り取り、申告書の別表下  
欄に貼付して提出してください。▶

キリトリ

 公益社団法人 相模原法人会会員証

# 公益社団法人 相模原法人会の葬儀支援サービス

当会は会員とご家族の「ご葬儀支援」に特化した福利厚生を導入しています。  
これは、万一の際の不安を解消してくれるサービスとして当会が検討を重ね、自信をもって導入したものです。  
相模原法人会会員本人並びにご家族の皆様がご利用いただけます。



## 大きなあんしん

トピックス

提携葬儀社「くらしの友」では お客様のご要望に合わせて、基本セットが選べるようになりました。

### ご利用いただける祭壇の種類が増えて益々便利に!

葬儀支援サービスの基本セットでは、従来からの白木の祭壇に加え、ご要望が高かった、生花を用いた祭壇がご利用できるようになりました。

#### 基本セット祭壇

※供花は除きます



白木祭壇



生花を用いた祭壇

さらに、料金をプラスアルファいただくことで祭壇のグレードアップができます。

#### ご利用例

※供花は除きます



基本セットご利用料金 + 10万円(税込)



基本セットご利用料金 + 20万円(税込)

### 葬儀支援サービス 2つのメリット

#### メリット 1 葬儀費用の軽減

相模原法人会会員本人及びご家族の方は、首都圏平均50万円相当の葬儀に必要な基本セットが**252,000円**でご利用になれます。

#### ご提供される基本セットの内容(例)

- 祭壇
- お棺
- 寝台車
- ご遺影(白黒) / お位牌(白木)
- 会葬礼状(100枚) / 枕飾り
- ご遺体保存用品(ドライアイス1回分) など

※火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただけます。

#### 対象者と基本セットご利用料金

対象者(ご葬儀の対象となる故人さま)	ご利用料金
●相模原法人会会員企業の 全取締役、監査役本人 および 配偶者・子女 本人・配偶者の両親、祖父母	<b>252,000円</b> (消費税込)

※くらしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。  
くらしの友互助会加入者の施行については互助会証券を優先利用するものとします。

#### メリット 2 葬儀支援サービス独自の「あんしん」葬儀依頼

ご依頼いただくご葬儀は、制度加盟150団体を代表したご葬儀として、1件1件丁寧な対応を実施いたしております。

#### 国内最大の葬儀社ネットワーク

全国**504**葬儀社 **2,400**を超える斎場施設

#### ● 離れて暮らす家族の葬儀依頼も依頼可能

式場ほか、ご自宅や寺院、集会所などのご葬儀も承ります。詳しくは担当の葬儀社とお打ち合わせください。

※加盟していない葬儀社や直営斎場では、当制度はご利用になれません。

全国儀式サービスのホームページで全国の葬儀社・斎場が検索できます。

全国儀式サービス  <http://www.gishiki.co.jp>  
【ユーザー名】 gishiki 【パスワード】 sagami\_hou

家族葬、一般葬、社葬や  
宗教・宗派問わず、各地域のしきたりに  
合わせたご葬儀のご相談承ります。

#### ● 葬儀のご手配、事前のご相談・お見積りはフリーダイヤルへ

【全国儀式サービス フリーダイヤルセンター】

24時間  
365日対応



**0120-421-493**

ご利用になる場合は  
「相模原法人会」とお伝えください。

このサービスは、万一の際、ご葬儀の詳細が決定する前にフリーダイヤルをしていただかないとご利用になれません。